

厚生労働省発表  
平成17年12月15日

厚生労働省職業安定局  
高齢・障害者雇用対策部  
障害者雇用対策課  
課長 土屋 喜久  
調査官 深田 聡  
課長補佐 中條 絵里  
電話 5253-1111 (内) 5852  
3595-1173 (直通)

### 障害者の在宅就業支援制度の具体的内容、固まる

～新たに創設された制度を活用して、障害者の就業機会の拡大を目指す～  
(改正障害者雇用促進法に係る政省令案要綱の諮問及び答申)

厚生労働省は、本日、労働政策審議会（会長 菅野和夫 明治大学法科大学院教授）に、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱」等を別添1のとおり諮問し、同審議会障害者雇用分科会（分科会長 今野浩一郎 学習院大学教授）において審議が行われた結果、同審議会から厚生労働大臣に対し、別添2のとおり答申が行われた。

これを踏まえ、同政令案は近日中に閣議決定され、関係省令・告示とともに年内に公布される予定である。

今般の障害者雇用促進法の改正の大きな柱の一つである「在宅就業支援制度」（別添3参照）は、在宅就業障害者（自宅等において就業する障害者）に仕事を発注する企業に対して、障害者雇用納付金制度において特例調整金等を支給することにより、その発注を奨励し、障害者の就業機会の拡大を目指す制度である。

同制度は、平成18年4月1日から施行されるが、今般の政省令・告示の整備によって制度の具体的内容が固まり、施行準備が概ね整うこととなる。

今後は、各都道府県労働局等を通じて制度の周知を積極的に進め、企業、在宅就業支援団体等に制度の活用を促していく予定である。

厚生労働省発職高第 1215001 号

労働政策審議会  
会長 菅野 和夫 殿

下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

- 1 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱
- 2 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

平成17年12月15日

厚生労働大臣 川崎 二郎

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 在宅就業障害者特例調整金の額等

一 在宅就業障害者特例調整金の単価（在宅就業単位調整額）については、二万一千円とするものとする。

二 在宅就業障害者特例調整金等の算定の基礎となる評価基準月数については、三月とするものとする。

三 在宅就業障害者特例調整金等の算定の基礎となる評価額の月額については、三十五万円とするものとする。

第二 在宅就業支援団体の登録

一 在宅就業支援団体の欠格事由の対象となる労働関係法律の規定は、職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の罰則に係る規定等とするものとする。

二 在宅就業支援団体の登録更新期間は、三年とするものとする。

### 第三 障害者雇用調整金の支給申請期間の改正

障害者雇用調整金の支給申請期間は、各年度ごとに年度の初日から四十五日以内に改めるものとする  
こと。

### 第四 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

### 第五 施行期日

この政令は、平成十八年四月一日から施行するものとする。ただし、第三に掲げる事項については、平成十九年四月一日から施行するものとする。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 精神障害者に関する雇用義務等の特例

雇用義務等に関する規定の適用に当たっては、精神障害者である短時間労働者については、〇・五人と算定するものとする。

第二 在宅就業障害者支援制度の対象となる場所

在宅就業障害者支援制度の対象となる場所は、自宅のほか、障害者が業務を実施するために必要な施設及び設備を有する場所、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等が行われる場所並びに障害の種類及び程度に応じて必要な職業準備訓練が行われる場所その他これらに類する場所とするものとする。ただし、在宅就業障害者に対して直接発注を行った事業主の事業所その他これに類する場所は、対象となる場所から除くこととする。また、在宅就業支援団体を通じて在宅就業障害者に発注を行った場合は、この限りではないこととする。

第三 在宅就業障害者特例報奨金の額

在宅就業障害者特例報奨金の単価（単位報奨額）は、一万七千円とするものとする。

第四 在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の支給申請期間等

一 在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の支給申請期間

イ 在宅就業障害者特例調整金の支給申請期間は、各年度ごとに年度の初日から四十五日以内とするものとする。

ロ 在宅就業障害者特例報奨金の支給申請期間は、各年度ごとに七月三十一日までとするものとする。

二 在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の支給期間

在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業特例報奨金の支給期間は、十月一日から十月三十一日までの間とするものとする。

三 支給申請手続の一括化

障害者雇用調整金及び在宅就業障害者特例調整金の申請書の提出は、障害者雇用納付金の申告書の提出と同時にしなければならないこととし、在宅就業障害者特例報奨金の申請書の提出は、報奨金の申請書の提出と同時にしなければならないこととする。

## 第五 事業主による在宅就業契約の締結等に係る基準

事業主は、次に掲げる基準に適合する方法により、在宅就業契約の締結、在宅就業障害者に対する就業機会の提供、業務の対価の支払い等の業務を行わなければならないこととすること。

一 在宅就業契約の締結に際しては、在宅就業障害者に対して十分に説明を行うとともに、必要に応じてその家族に対して十分に説明を行うこと。

二 在宅就業障害者との在宅就業契約の締結に当たっては、書面により契約を締結し、当該契約書を保存するとともに、当該契約書に在宅就業障害者に対して支払う金額、在宅就業障害者が在宅就業契約を履行できなかつた場合の取扱い等を記載すること。

三 継続的に就業機会を提供している在宅就業障害者に対して、就業の機会を打ち切ろうとするときは、遅滞なく、その旨を予告すること。

四 業務に関して知り得た秘密の保持、在宅就業障害者の手帳の写し等の保存等を行うこと。

## 第六 在宅就業支援団体の業務

一 業務運営基準

在宅就業支援団体は、次に掲げる業務運営基準に適合する方法により、業務を実施しなければならないものとする。

イ 事業主との契約の締結に当たっては、書面により契約を締結し、当該契約書を保存するとともに、当該契約書に在宅就業対価相当額（事業主からの発注額のうち在宅就業障害者に対して支払われる金額の総額）の予定額等を記載すること。

ロ 在宅就業障害者に対して初めて支援を行う際に、支援内容、在宅就業障害者に対する支援業務に要する経費の額の設定基準等を明示すること。

ハ 在宅就業契約の締結に際しては、在宅就業障害者に対して十分に説明を行うとともに、必要に応じてその家族に対して十分に説明を行うこと。

ニ 在宅就業障害者との在宅就業契約の締結に当たっては、書面により契約を締結し、当該契約書を保存するとともに、当該契約書に在宅就業障害者に対して支払う金額、在宅就業障害者に対する支援業務に要する経費の額、在宅就業障害者が在宅就業契約を履行できなかった場合の取扱い等を記載すること。



ホ 継続的に就業機会を提供している在宅就業障害者に対して、就業の機会を打ち切ろうとするときは、遅滞なく、その旨を予告すること。

ヘ 業務に関して知り得た秘密の保持、健康確保措置の実施、能力開発機会の付与、在宅就業障害者の手帳の写し等の保存等を行うこと。

## 二 発注証明書

在宅就業支援団体が事業主に対して交付する発注証明書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬものとする。

- イ 事業主が在宅就業支援団体に対して支払った金額
- ロ 在宅就業対価相当額（事業主からの発注額のうち在宅就業障害者に対して支払われた金額の総額）
- ハ 在宅就業支援団体がそれぞれの在宅就業障害者に対して支払った金額
- ニ 在宅就業障害者の氏名、就業場所及び業務内容
- ホ 在宅就業障害者が障害者であることを明らかにする事項等

## 三 業務規程

在宅就業支援団体の業務規程で定めるべき事項は、次に掲げる事項とするものとする。

- イ 在宅就業障害者に対する支援業務の実施方法
- ロ 在宅就業障害者に対する支援業務に要する経費の算定方法
- ハ 業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- ニ 業務に関する書類及び帳簿の保存に関する事項等

#### 四 定期報告

在宅就業支援団体は、毎年、四月一日現在における次に掲げる事項を、五月十五日までに厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。

- イ 在宅就業支援団体が行う支援の業務の具体的な内容
- ロ 在宅就業支援団体が継続的に支援業務を行っている在宅就業障害者の人数
- ハ 支援業務を実施する従事経験者及び専任の管理者の氏名
- ニ 事業主からの受注総額及び在宅就業障害者に対する発注総額
- ホ 在宅就業障害者に対する支援業務に要する経費総額等

五 その他

在宅就業支援団体の登録手続、在宅就業支援団体の休廃止に係る手続、在宅就業支援団体が保存する帳簿の記載事項等に係る規定の整備を行うものとする。

第七 助成金に係る改正

一 助成金の支給対象となる精神障害者の範囲の拡大

精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者については、現行の支給対象障害者に加えて、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給対象とするものとする。

(注) 現行では、精神障害者のうち、公共職業安定所の紹介に係る者、障害者職業センターにおける

職場復帰のための職業リハビリテーションの措置を受けている者等が、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給対象とされている。

二 障害者能力開発助成金の支給業務の対象の拡大

障害者能力開発助成金の支給業務の対象に、グループ就労訓練（障害者のグループが事業所で就労することを通じて労働者として雇用されるための教育訓練をいう。）の事業を行う事業主等を加えるもの

とすること。

### 三 障害者雇用支援センター助成金の支給業務の対象の拡大

障害者雇用支援センター助成金の支給業務の対象に、業務を行うための施設等の更新を行う障害者雇用支援センターを加えるものとする。

### 第八 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

### 第九 施行期日

この省令は、平成十八年四月一日から施行するものとする。ただし、第七に掲げる事項については平成十八年一月一日から、第四の三に掲げる事項については平成十九年四月一日から施行するものとする。

労審発第 220号  
平成17年12月15日

厚生労働大臣  
川崎 二郎 殿

労働政策審議会  
会長 菅野 和夫

「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱」  
及び「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要  
綱」について

平成17年12月15日付け厚生労働省発職高第1215001号をもって諮問の  
あった「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要  
綱」及び「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
案要綱」については、本審議会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

平成17年12月15日

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

労働政策審議会

障害者雇用分科会長

今野 浩一郎

「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱」及び「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成17年12月15日付け厚生労働省発職高第1215001号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

#### 記

- 1 標記については、厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。
- 2 なお、障害者雇用納付金制度に基づく助成金制度については、障害者雇用納付金制度の財政状況を見ながら、制度の適切な運営を図るとともに、養護学校等の職場実習に対する支援については、文部科学省の職場実習に対する施策の動向を踏まえながら、適切な運営を図るべきである。

労働政策審議会障害者雇用分科会委員等名簿

[平成17年12月15日現在]

公益代表

○ 今野浩一郎	学習院大学経済学部教授
岩村正彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
佐藤徳太郎	国立身体障害者リハビリテーションセンター総長
佐藤博樹	東京大学社会科学研究所日本社会研究情報センター教授
寺山久美子	帝京平成大学健康メディカル学部教授
松矢勝宏	目白大学人間社会学部教授
村田幸子	ジャーナリスト
渡辺三枝子	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授

労働者代表

小栗啓豊	日本基幹産業労働組合連合会中央副執行委員長
添田幹夫	全日本自動車産業労働組合総連合会副会長
長谷川裕子	日本労働組合総連合会総合労働局長
吉原喜久江	日本教職員組合中央執行副委員長

使用者代表

江口敬一	YKK六甲株式会社代表取締役社長
加子茂	株式会社日立製作所労政人事部長
西嶋美那子	横河ヒューマン・クリエイト株式会社 人財開発アドバイザー
輪島しのぶ	社団法人日本経済団体連合会 労働政策・労働管理グループ長

障害者代表

笹川吉彦	社会福祉法人日本盲・人会連合会長
副島宏克	社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会副理事長
舘暁夫	財団法人全国精神障害者家族会連合会雇用就労委員会委員長
松井逸朗	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会理事

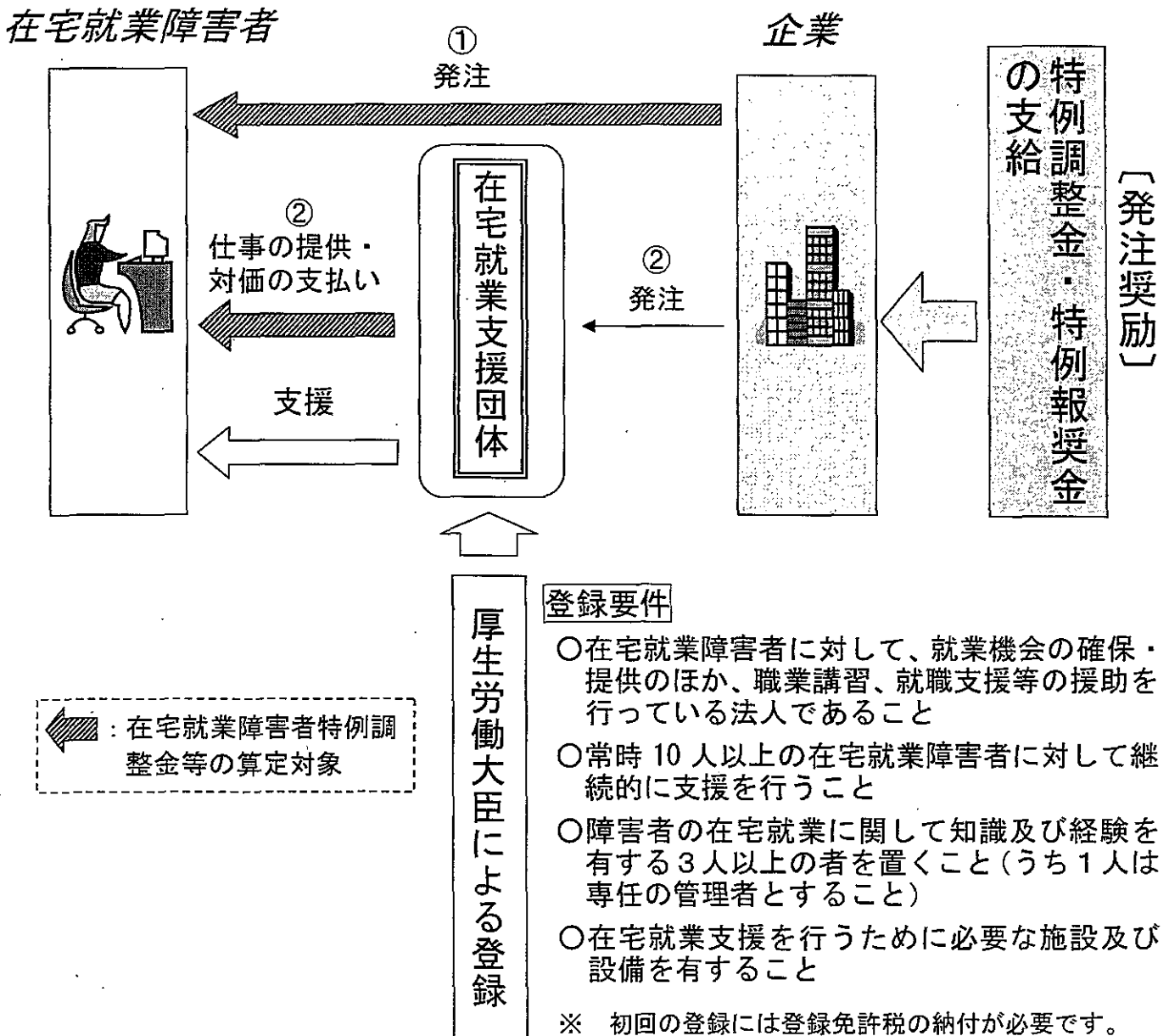
注) ○=分科会長

(五十音順・敬称略)

# 在宅就業障害者に対する支援

- 在宅就業障害者（自宅等において就業する障害者）に仕事を発注する企業に対して、障害者雇用納付金制度において、特例調整金・特例報奨金を支給します。（①の発注のケース）
- 企業が在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する支援を行う団体として厚生労働大臣に申請し、登録を受けた法人）を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合にも、特例調整金・特例報奨金を支給します。（②の発注のケース）

※ 特例調整金等の支給事務は、障害者雇用納付金、障害者雇用調整金等と同様、高齢・障害者雇用支援機構において取り扱います。





◎発注奨励策の対象となる在宅就業の実例  
 ～ I T 関連業務（ホームページ作成）の場合～

(i) 在宅就業支援団体は、企業から受注したホームページ作成の業務を、請負契約（在宅就業契約）に基づき、在宅就業障害者に提供します。

(ii) 在宅就業障害者は、在宅就業支援団体から相談等の援助を受けながら、ホームページ作成の業務を行い、在宅就業支援団体に対して作成したホームページを納品します。

在宅就業支援団体は、納品されたホームページの内容を確認し、必要な修正等を行った後、発注元企業に対して完成したホームページを納品します。

(iii) 在宅就業支援団体は、発注元企業から受けた支払額から、在宅就業障害者に業務の対価（仕事の報酬）を支払います。

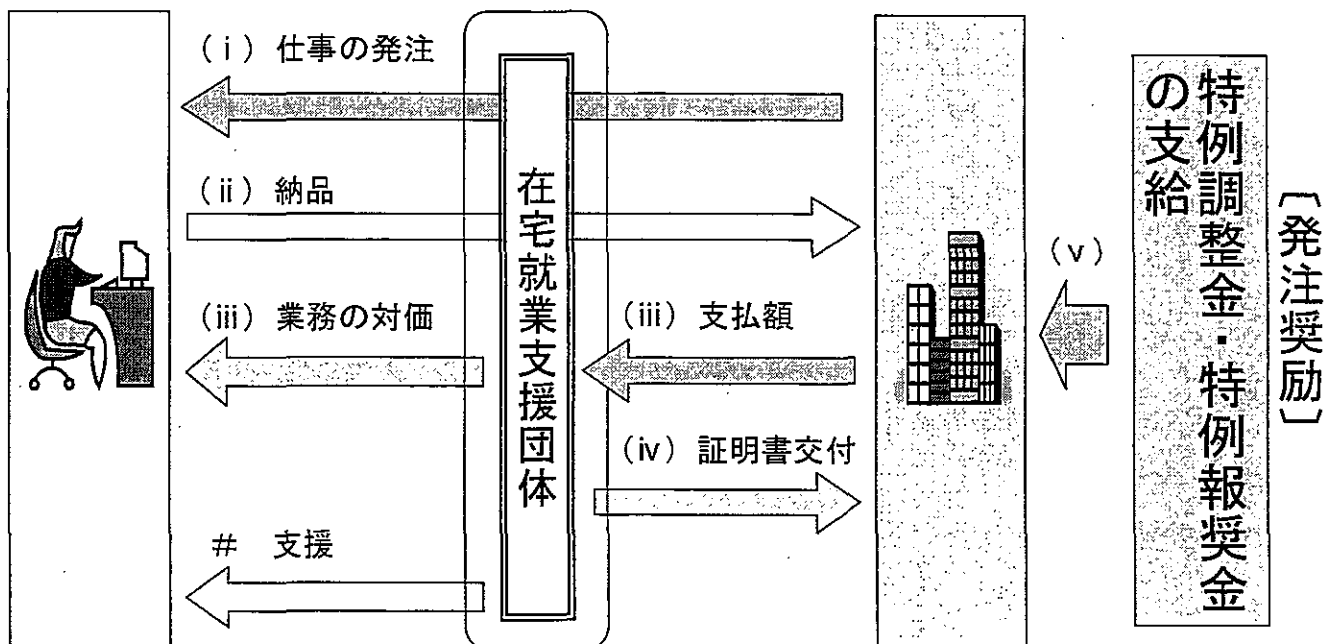
(iv) 在宅就業支援団体は、発注元企業に対して、在宅就業障害者に支払った業務の対価等を記した証明書を交付します。

(v) (iv) の証明書を基に、在宅就業障害者が受け取った業務の対価の金額に応じて、事業主に特例調整金・特例報奨金の支給が行われます。

# 上記のほか、在宅就業支援団体は、在宅就業障害者に対して職業講習、就職援助等の支援を行います。

在宅就業障害者

企業



## ◎在宅就業支援制度の対象となる範囲

### (i) 制度の対象となる障害者

障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度の対象者と同様、身体障害者、知的障害者、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）が対象となります。

### (ii) 制度の対象となる就業場所

自宅のほか、

- ・障害者が業務を実施するために必要な施設及び設備を有する場所
- ・就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等が行われる場所（注1）
- ・障害の種類及び程度に応じて必要な職業準備訓練が行われる場所（注2）
- ・その他これらの類する場所

が対象となります。

※ 在宅就業障害者に対して直接発注を行った事業主の事業所等については、制度の対象となる就業場所から原則除かれます。

（注1）具体的には、障害者自立支援法に基づく「就労移行支援事業」を実施する施設を予定しています。また、同法に基づく「就労移行継続事業（非雇用型）」を実施する施設についても、一般就労への移行促進等の観点から一定の基準を定めて対象とすることを検討しています。

（注2）具体的には、障害者雇用促進法に基づく「障害者雇用支援センター」を予定しています。

### (iii) 制度の対象となる業務

物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務が対象となっており、対象業務には特段の限定はありません。

## ◎特例調整金・特例報奨金の金額について

○ 事業主に支給される特例調整金・特例報奨金の金額については、障害者雇用調整金等との均衡を踏まえて設定しています。

### 障害者雇用調整金

法定雇用障害者数を超えて  
障害者を一人雇用する



障害者雇用調整金の額は1月当  
たり27,000円なので、  
年間32.4万円を支給

### 特例調整金

例えば420万円の発注を行う  
(雇用1人分に相当する発注額)



年間25.2万円を支給

(年間発注総額が105万円以上の場合に  
支給が行われます。)

○特例調整金の具体的な算出方法は次頁を、特例報奨金の具体的な算出方法は次々頁をご覧ください。

※ 法定雇用率未達成企業(常用労働者301人以上)については、特例調整金の額に応じて障害者雇用納付金が減額されます。

※ 特例調整金・特例報奨金については、発注元企業が自ら雇用している身体・知的・精神障害者である労働者数に応じた支給限度額が設定されます。

◎特例調整金等・特例報奨金の具体的な算定方法について

【特例調整金の算定式】

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{在宅就業障害者} \\ \text{特例調整金} \end{array}} = \frac{\boxed{\begin{array}{c} \text{ある企業の年間の} \\ \text{在宅就業障害者への} \\ \text{支払い総額}^{*1} \end{array}}}{\boxed{\begin{array}{c} \text{評価額 [105 万円]}^{*2} \end{array}}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{調整額} \\ \text{[63,000 円]}^{*3} \end{array}}$$

- \* 1 複数の在宅就業障害者に対して発注した場合は、支払い額を合算します。
- \* 2 評価額 (105 万円) = 評価額の月額 (35 万円) × 評価基準月数 (3 ヶ月)
- \* 3 調整額 (63,000 円) = 在宅就業単位調整額 (21,000 円) × 評価基準月数 (3 ヶ月)

※ ただし、在宅就業障害者特例調整金の額は、「在宅就業単位調整額 × 各月における当該事業主の雇用する身体障害者等である労働者の数の年間の合計数」を限度とします。

(例 1) 事業主が在宅就業障害者に対して 250 万円の発注を行った場合

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{在宅就業障害者} \\ \text{特例調整金} \\ \text{[126,000 円]} \end{array}} = \frac{\boxed{\begin{array}{c} \text{ある企業の年間の} \\ \text{在宅就業障害者への支払い総額} \\ \text{[250 万円]} \end{array}}}{\boxed{\begin{array}{c} \text{評価額 [105 万円]} \end{array}}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{調整額} \\ \text{[63,000 円]} \end{array}}$$

《 2 個 》

(例 2) 事業主が在宅就業障害者に対して 1,000 万円の発注を行った場合

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{在宅就業障害者} \\ \text{特例調整金} \\ \text{[567,000 円]} \end{array}} = \frac{\boxed{\begin{array}{c} \text{ある企業の年間の} \\ \text{在宅就業障害者への支払い総額} \\ \text{[1,000 万円]} \end{array}}}{\boxed{\begin{array}{c} \text{評価額 [105 万円]} \end{array}}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{調整額} \\ \text{[63,000 円]} \end{array}}$$

《 9 個 》

【特例報奨金の算定式】

在宅就業障害者 特例報奨金	=	ある企業の年間の 在宅就業障害者への 支払い総額* <sup>1</sup> ----- 評価額 [105 万円] * <sup>2</sup>	×	報奨額 [51,000 円]* <sup>3</sup>
------------------	---	--	---	---------------------------------

- \* 1 複数の在宅就業障害者に対して発注した場合は、支払い額を合算します。
- \* 2 評価額 (105 万円) = 評価額の月額 (35 万円) × 評価基準月数 (3 ヶ月)
- \* 3 報奨額 (51,000 円) = 在宅就業単位報奨額 (17,000 円) × 評価基準月数 (3 ヶ月)

※ ただし、在宅就業障害者特例報奨金の額は、「在宅就業単位報奨額 × 各月における当該事業主の雇用する身体障害者等である労働者の数の年間の合計数」を限度とします。

(例 1) 事業主が在宅就業障害者に対して 250 万円の発注を行った場合

在宅就業障害者 特例報奨金 [102,000 円]	=	ある企業の年間の 在宅就業障害者への支払い総額 [250 万円] ----- 評価額 [105 万円]	×	報奨額 [51,000 円]
---------------------------------	---	---	---	-------------------

《 2 個 》

(例 2) 事業主が在宅就業障害者に対して 1,000 万円の発注を行った場合

在宅就業障害者 特例報奨金 [459,000 円]	=	ある企業の年間の 在宅就業障害者への支払い総額 [1,000 万円] ----- 評価額 [105 万円]	×	報奨額 [51,000 円]
---------------------------------	---	---	---	-------------------

《 9 個 》